

基礎研 レポート

アメリカにおける寄付や寄付年金 の現状

—どうしてアメリカ人は巨額の寄付をするのか？—

生活研究部 准主任研究員 金 明中
(03)3512-1825 kim@nli-research.co.jp

1—はじめに

最近、フランスの経済学者トマ・ピケティが著した『21 世紀の資本』が世界的に注目されるなど、所得や資産格差の拡大に関する関心が高まっている。格差拡大の原因としては新自由主義に基づく小さな政府政策や経済のグローバル化による弱肉強食傾向の広がり、利潤最大化のための労働力の非正規化などが挙げられる。各国政府は経済政策を優先的に実施した反面、格差を解決するための政策は後回しにした。つまり、大手企業を中心とするビジネスフレンドリー政策を行えば、国の経済は発展し、税収は増え、雇用も増加すると考えていたのだ。しかしながら、経済状況は思った通りに改善されず、景気は低迷が続き税収や雇用創出も国の予想を大きく下回る水準に留まった。長期間の不況は企業の人事労務管理に影響を与え、多くの企業が労働力の非正規化や成果主義を選択することになり、格差はさらに拡大することになった。

各国政府は格差問題を解決するために、様々な政策を実施しているものの、税収の減少に伴う社会保障の財源不足で、解決の糸口を見つけれられていない状況である。つまり、格差を含む社会問題を「公共」だけで解決することに限界を迎えていたのである。では、どうすればこの問題が解決できるだろうか。一つの方法として考えられるのが、今まで社会問題を解決するために政府が担当してきた「公助」の一部を個人や民間の「共助」で代替することである。実際、世の中には NPO や市民団体などが「共助」の一部を担当しており、その財源のほとんどは個人や企業などの寄付金によって賄われている。

しかしながら、日本における寄付金の総額は、寄付大国とも言われるアメリカと比較すると、とても少ないのが現状である。なぜアメリカは寄付が盛んなのだろうか。

そこで、本稿では日本における寄付文化の活性化を図るため、寄付文化が成熟した国としてよく知られているアメリカの寄付の現状や特徴について紹介したい。特に、日本ではまだなじんでいない寄付年金の仕組みや現状について論ずる。

本稿の内容が日本における寄付文化の活性化や寄付年金の導入に貢献できることを願うところである。

2—アメリカにおける寄付の現状や特徴

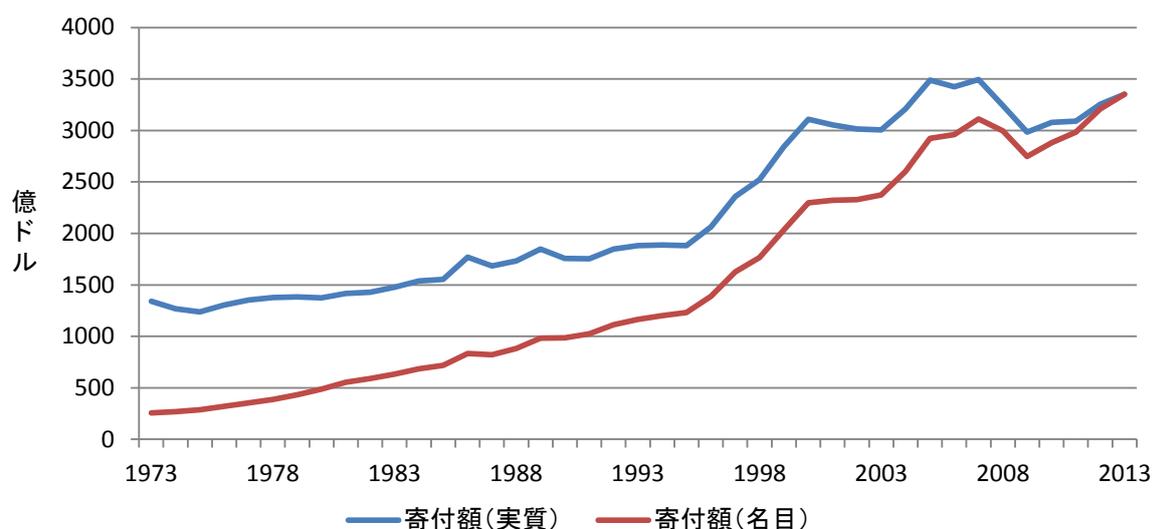
1 | アメリカにおける寄付の現状

Giving USA の調査¹によると、2013 年におけるアメリカの寄付金総額は 3,352 億ドル（対 GDP 比 2.0%、35.2 兆円²）で、1973 年の 1340 億ドル（実質³）と比べて、2.5 倍にまで増加した（図 1）。アメリカにおける寄付金額は金融危機の影響を受けた 2008 年と 2009 年を除いて、継続的に増加している。1974 年から 2013 年までの寄付金の対前年度増減率は平均 2.5%で、GDP の対前年度増減率 2.1% より高くなっている（図 2）。

アメリカの寄付金総額は、デンマークの GDP3,306 億ドル（2013 年、世界 34 位）を上回る数値であり、2012 年における日本の寄付総額 162 億ドル（1.4 兆円）⁴の約 20 倍に相当する大きな規模である。

アメリカにおける寄付金総額の内訳を見ると、個人寄付が 2,406 億ドル（71.8%）で最も多く、次が財団寄付（490 億ドル、14.6%）、遺贈寄付（277 億ドル、8.3%）、法人寄付（179 億ドル、5.3%）の順であった（図 3）。遺贈寄付や財団寄付のうち約 48%を占める家族財団による寄付を個人寄付に反映すると、アメリカにおける寄付の相当部分（87%）は個人により賄われていることが分かる⁵。

図 1 アメリカにおける寄付金総額の動向



資料) Giving USA Foundation(2014) *Giving USA 2014*

¹ Giving USA Foundation (2014) *Giving USA 2014*

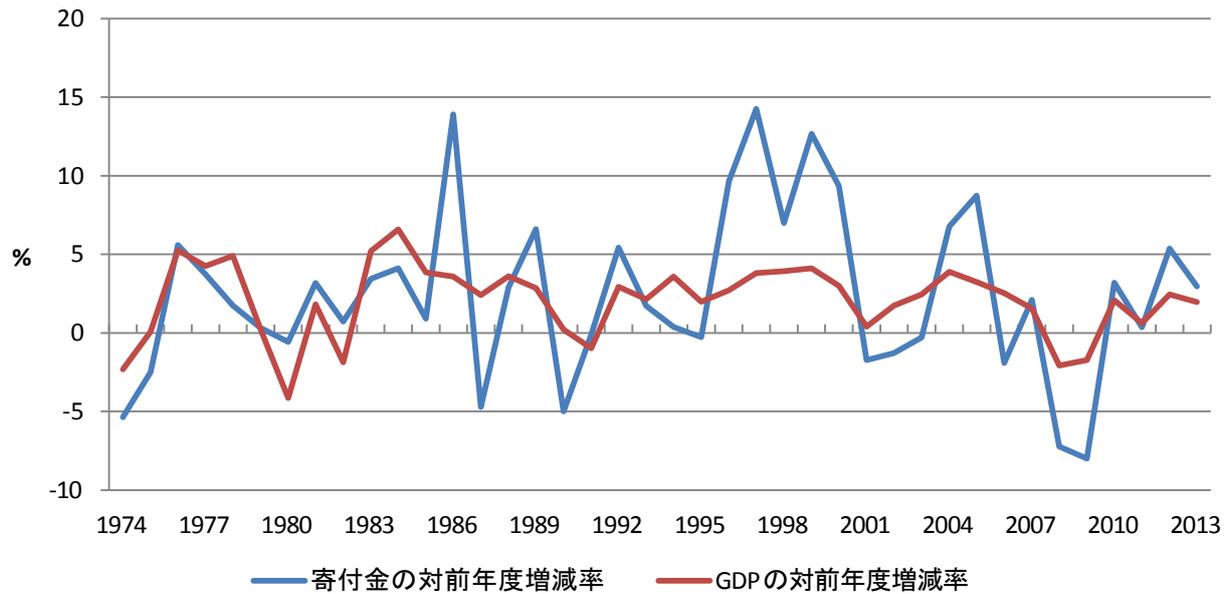
² 為替レート 1 ドル=105.05 円 (2013 年 12 月 27 日現在) を適用。

³ 物価上昇率を反映して調整した金額

⁴ 日本ファンドレイジング教会 (2013) 『寄付白書 2013』。為替レート 1 ドル=86.58 円 (2012 年 12 月 27 日現在) を適用。

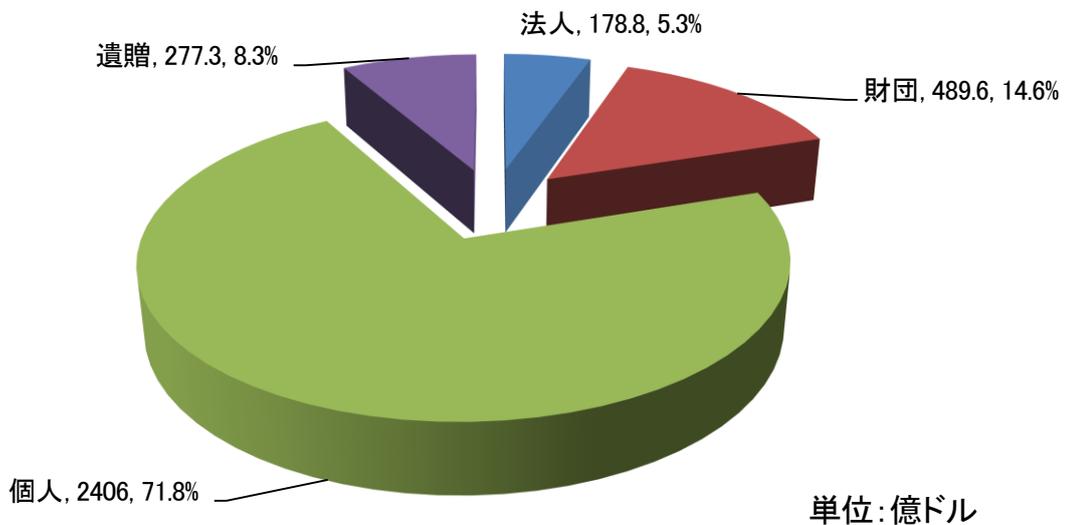
⁵ Giving USA Foundation(2014) *Giving USA 2014*

図2 寄付金とGDPの対前年度増減率の動向



資料) Giving USA Foundation(2014) *Giving USA 2014*

図3 アメリカにおける寄付金総額の構成割合 (2013年)

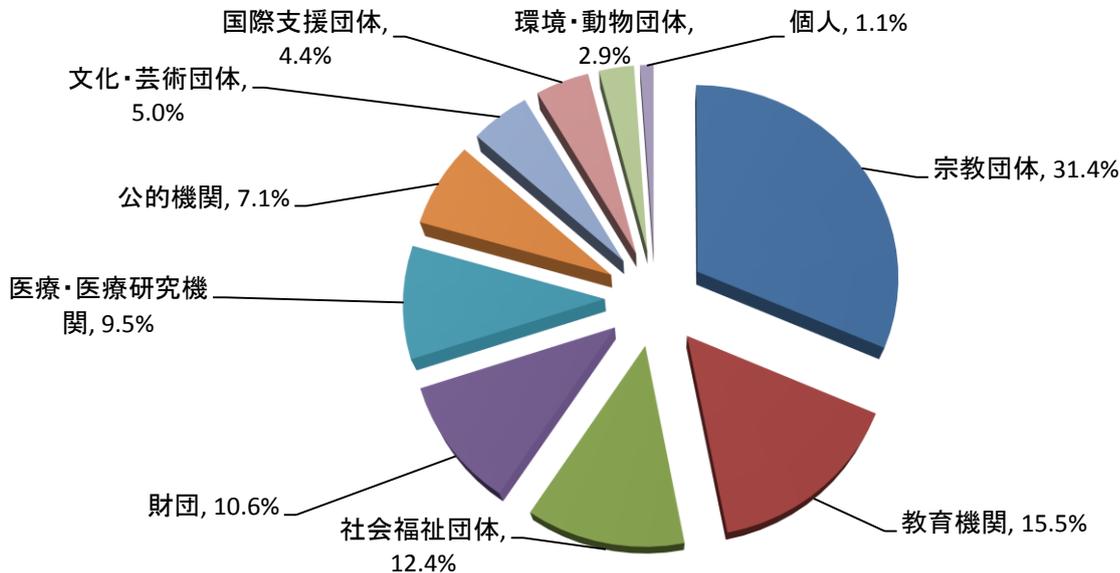


資料) Giving USA Foundation(2014) *Giving USA 2014*

では、個人や企業から集められた寄付金はどのような団体に配分されているのだろうか。寄付金の配分先としては宗教団体が31%(1,055億ドル)で最も多く、次が教育機関(15.5%、521億ドル)、社会福祉団体(12.4%、415億ドル)、財団(10.6%、357億ドル)の順であった(図4)。宗教団体に対する寄付が多い理由としては、アメリカ人の多くが助け合いや愛を基本的な理念としているキリスト

教を信仰している点が挙げられる。聖書⁶には「自分を愛するようにあなたの隣人を愛せよ」と書かれているほど、隣人に対する「愛」を強調しており、このような宗教に基づいた考え方が宗教団体への寄付だけでなく寄付活動全般への参加を促す要因として作用している可能性が高い。

図4 アメリカにおける寄付金の配布先



資料) Giving USA Foundation (2014) *Giving USA 2014*

2 | アメリカにおける寄付文化の特徴

アメリカの寄付文化の特徴としては、計画寄付 (planned giving) が普遍的に実施されていることや多様な寄付プログラムが存在していることが挙げられる。

計画寄付は、planned giving という英語の表現からも分かるように、一時的・即興的な寄付ではなく、寄付先や寄付金額、そして寄付方法などが事前に計画された寄付だと言える。

アメリカで計画寄付を行う場合には、寄付者助言基金 (Donor Advised Fund : DAF)、遺贈 (Bequest)、寄付年金 (Charity Gift Annuities : CGA)、合同所得基金 (Pooled Income Fund : PIF)、慈善残余信託 (CRT)、慈善先行信託 (CLT) などのプログラムが活用される。

計画寄付の最近の動向⁷を見ると、2013年における寄付者助言基金 (DAF) や個人財団 (PT) の数はそれぞれ 217,367 や 84,350 で 2012年に比べてそれぞれ 5.7% と 7.3% 増加していることに比べて、慈善残余信託 (CRAT) や慈善先行信託 (CLT)、そして合同所得基金 (PIF) の数は 2012年より減少している (表 1)。

Richard (1997) は、こうしたプログラムを活用する計画寄付の特徴として、①寄付者が寄付財産に対して様々な制限を設けることにより、寄付額を統制できること、②所得税控除、資本利得税の最小化、相続税の減免、寄付者や寄付者が指定した受取人への年金給付などの多様な恩恵が受けられることなどを挙げている。

⁶ マタイによる福音書 22 章 39 節

⁷ データの制限により本稿ではごく一部のデータのみを紹介している。

表 1 計画寄付の動向

	2012	2013	増減率
寄付者助言基金(DAF)	205,662	217,367	5.7%
個人財団(PT)	78,582	84,350	7.3%
慈善残余信託(CRAT)	14,616	13,660	-6.5%
慈善先行信託(CLT)	6,498	6,480	-0.3%
合同所得基金(PIF)	1,324	1,230	-7.2%

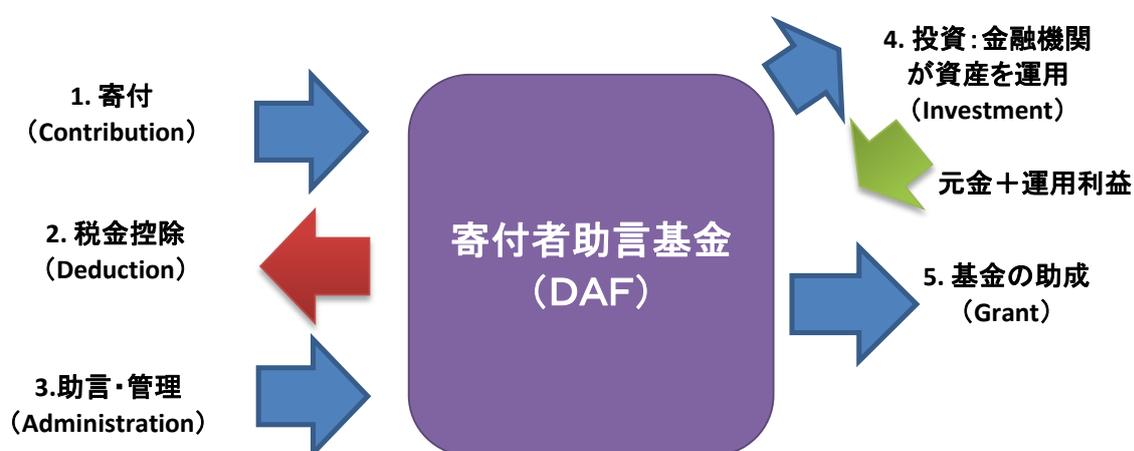
資料) National Philanthropic Trust (2015) *2014 Donor-Advised Fund Report*

以下は、各計画寄付プログラムの概要である⁸。

● 寄付者助言基金 (Donor Advised Fund : DAF)

寄付者助言基金は、ドナー助言基金ともいわれ、寄付者は財団内にファンドを設立することにより、税制優遇措置が利用できる。また、寄付者は寄付金の運用及び配分に関して助言 (Advise) をする (例えば環境保護、移民支援など) 権利を持つ (図 5)。

図 5 寄付者助言基金の流れ



資料) National Philanthropic Trust (2015) *2014 Donor-Advised Fund Report*

● 遺贈 (Bequest)

遺贈 (Bequest) は、寄付者が死亡する前に遺言を書き、死亡した時点で財産を寄付する形の寄付である。計画寄付の中で最も簡単な寄付方式である。

⁸ シンギチヨル、その他(2012)「韓国に適切な寄付年金の導入方案」国民年金研究院の内容を引用・参考にした。

- 寄付年金：(Charity Gift Annuities：CGA)

寄付者が現金や有価証券、不動産などを社会団体や財団などに寄付すると、寄付した現金や資産の所有権は社会団体や財団などに移転されるが、寄付者あるいは寄付者が指定した受給者に一定年齢から生存している限り年金が支給される。1930年代に設立されたアメリカの寄付年金は、1990年代から認知度や人気が高まり、現在はアメリカにおける寄付総額の3%以上を占めている。寄付年金に関する詳細は次節を参照していただきたい。

- 合同所得基金：(Pooled Income Fund：PIF)

多数の寄付者から寄付された現金や株式をプーリング (pooling) して資産を運用し、寄付者には合同所得基金 (Pooled Income Fund) により給付が支給される。寄付者が亡くなった後の寄付者の持ち分は寄付した団体に帰属する。小額を定期的に寄付する人や金額が大きくても匿名性を好む人が利用するケースが多い。

- Remainder Interest in Residence

寄付者が所有している財産 (主に不動産) を慈善団体や財団に寄付するが、寄付者の生前の所有権は寄付者にあり、寄付者が亡くなった後に寄付した慈善団体や財団に所有権が移転されるシステムである。

- 慈善先行信託：(Charitable Lead Trust：CLT)

寄付者が、現金あるいは財産を一定期間の間に信託に寄付し、信託を運用することにより得られた収益を慈善団体や財団に寄付する仕組みである。一定期間が終わると財産の所有権は寄付者に戻る。

- 慈善残余信託：(Charitable Remainder Trust：CRT)

寄付者が資産を寄付した慈善団体が一定期間の間、資産を運用して得られた収益から寄付者に年金を支給し、一定期間が経過したら寄付された資産が慈善団体に帰属するシステムである。慈善先行信託 (CLT) とは、寄付される順序が反対だと言える。保有しているだけでは収益がほぼ発生しない資産を売却などにより現金化することを希望するが、譲渡所得税に対する負担が重いと思う者が選択する計画寄付の方法で、寄付者は慈善残余信託 (CRT) を活用し収益と寄付を同時に実現することができる。CRT は、さらに、信託収入を年金のように固定金額でもらう慈善残余年金信託 (CRAT) と信託収入に対する固定比率でもらう慈善残余単位信託 (CRUT) に区分することができる。

- 個人財団：(Private Foundation：PF)

個人財団は、寄付者が直接財団を設立し、寄付金の使途などをコントロールする仕組みである。但し、元々慈善的な業務をしている教会、学校、病院、学校支援団体などは、個人財団に含まれない。また、政府や公的団体から財政的支援を受けている博物館、美術館、図書館なども個人財団の範囲には入らない。

表 2 は、計画寄付プログラム別寄付者に対するインセンティブを示している。「相続税減免」が適用されるプログラムが最も多く、次に「所得税控除・減免」や「資産運用から得た利益に対する減免制度」が利用できるプログラムが多かった。一方、「寄付者あるいは相続者に財産が還元される」プログラムは、慈善先行信託（CLT）のみであった。

表 2 計画寄付プログラム別寄付者に対するインセンティブ

寄付者に対する インセンティブ	寄付者助言 基金 (DAF)	遺贈 (Bequest)	寄付年金 (CGA)	合同所得 基金 (PIF)	慈善先行 信託 (CLT)	慈善残余信託(CRT)	
						慈善残余 年金信託 (CRAT)	慈善残余 単位信託 (CRUT)
所得税控除・減免	○	○	○	○		○	○
資産運用から得た利益に 対する減免	○	○		○		○	○
相続税減免	○	○	○	○	○	○	○
固定給付を支給			○			○	
物価スライド適用				○			○
寄付者あるいは相続者に 財産を還元					○		

資料) シンギチョル、その他(2012)「韓国に適切な寄付年金の導入方案」国民年金研究院などを参考に筆者作成

3—アメリカにおける寄付年金制度

では、寄付年金はいつごろから実施されたのだろうか。筆者の調べによると二つの起源説があり、両方とも 1831 年をその出発点にしている。まず、一つ目の事例は、1831 年にアメリカの非営利団体である「American Bible Society」⁹が、John Frey という人から 1000 ドルの寄付を受ける代わりに、彼の妹が死亡する時まで毎年 70 ドルの年金を支給すると約定したことであり¹⁰。もう一つの事例は、1831 年に著名な画家のジョン・トルンバルがアメリカ独立革命を描いた自身の一連の作品をイエール大学へ譲渡する代わりに、生存中に 1,000 ドルの終身年金を受けたことである¹¹。

それ以降 American Bible Society は、1843 年に正式に寄付年金制度を導入することになるが、当時は寄付年金の設立や運営に関する規定などがなかったため、あちこちで寄付年金を名乗る団体ができ、寄付年金を集めるために給付率を高く設定するなど供給超過による過当競争が社会的な問題として浮上した。そこで、このような問題を解決する目的で Committee on Gift Annuity ((現在の American Council on Gift Annuities の前身)、以下、寄付年金委員会(ACGA))が設立され、望ましい給付率を設定・提案するなど寄付年金が体系化されていくこととなった。寄付年金委員会(ACGA)は現在、1,400

⁹ 最初に寄付年金の運用プログラムを導入した「American Bible Society」が運用している基金総額は 240 億ドルにのぼる(2013 年現在)。

¹⁰ American Institute for Cancer Research(2009) *Minimizing Income Taxes and Transfer Taxes with Charitable Gift Annuities*

¹¹ American Council on Gift Annuities (2014) 2013 Survey of Charitable Gift Annuities

以上の団体が会員として登録されている。

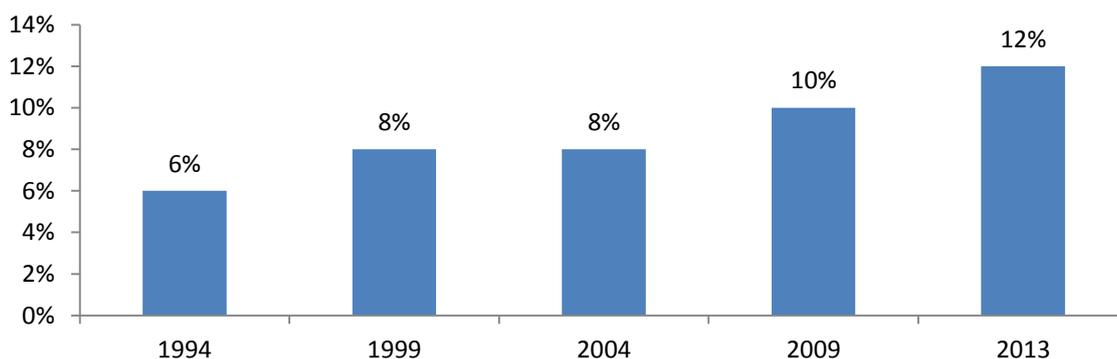
寄付年金は、寄付者が現金や資産を社会団体などに寄付すると、寄付した現金や資産の所有権は社会団体や財団に移転されるが、寄付された社会団体や財団から、寄付者あるいは寄付者が指定した受給者に対して、生存中は一定額の年金が受け取れる仕組みである。すなわち寄付と引きかえに終身年金を受け取る権利が得られる仕組みである。寄付者は年金の受取人を本人のみならず配偶者や子ども、そして親戚など他人を指定することも可能である。

アメリカの寄付年金は即時給付型寄付年金と据置給付型寄付年金に区分することができる。即時給付型寄付年金は、寄付をするときすぐ年金が支給される仕組みで、慈善団体や財団などは寄付者から現金や資産などの寄付を受け、寄付者や寄付者が指定した受取人に生存中に一定金額の年金を支給する形である。受給者が亡くなると残った寄付金や資産などは寄付された慈善団体や財団などに永久に帰属することになる。

一方、据置給付型寄付年金は、契約時に指定したある時点（少なくとも寄付した時点から1年後）から年金が支給される仕組みで、支給される年金額は寄付金額、寄付を行った当時の年齢、年金支給が始まる受取人の年齢などにより決まる。寄付者は寄付額に対して税金減免の申請をすることができる。寄付者は年金の受給開始時期を決められるので、据置給付型寄付年金は寄付者が引退計画や税金の調整にも活用できるというメリットがある。

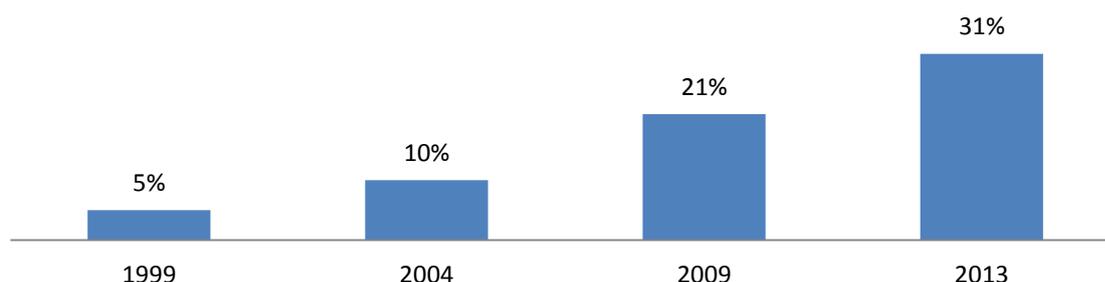
寄付年金に占める据置給付型寄付年金の割合は1994年の6%から2013年には12%まで上昇した(図6)。また、据置給付型寄付年金を実施している慈善団体などの割合も1999年の5%から2013年には31%まで大幅上昇した(図7)。このように据置給付型寄付年金が次第に普及してきた理由としては、平均寿命が上昇したこと(1994年75.6歳、2012年78.7歳)により、より高年齢で安定的な所得源が必要になったことが考えられる。

図6 寄付年金における据置給付型寄付年金の割合の動向



資料) American Council on Gift Annuities (2014) *2013 Survey of Charitable Gift Annuities*

図7 据置給付型寄付年金を実施している慈善団体の割合の動向



資料) American Council on Gift Annuities (2014) *2013 Survey of Charitable Gift Annuities*

寄付年金受給者（即時給付型）の平均年金受給開始年齢は79歳であり、1994年以降少しずつ上昇している（表3）。表4は、即時給付型および据置給付型寄付年金の受給者年齢分布（累積割合）を示しており、据置給付型寄付年金より即時給付型寄付年金の方が給付開始年齢が早いことが分かる。寄付年金委員会(ACGA)が2009年に公表した報告書¹²によると、据置給付型寄付年金を扱っている慈善団体の78.1%が年金の受給開始最低年齢を設定していた（60歳：56.7%、65～69歳：28.7%、70歳以上：3.1%）。

表3 過去20年間の即時給付型寄付年金の平均受給開始年齢

年	1994	1999	2004	2009	2013
受給開始年齢	77歳	77歳	78歳	79歳	79歳

資料) American Council on Gift Annuities (2014) *2013 Survey of Charitable Gift Annuities*

表4 即時給付型および据置給付型寄付年金の受給者年齢分布（累積割合）

	即時給付型寄付年金	据置給付型寄付年金
55歳以下	15%	
60歳以下	31%	0%
65歳以下	50%	1%
70歳以下	73%	5%
75歳以下	88%	23%
80歳以下	93%	62%
85歳以下		94%
90歳以下		99%

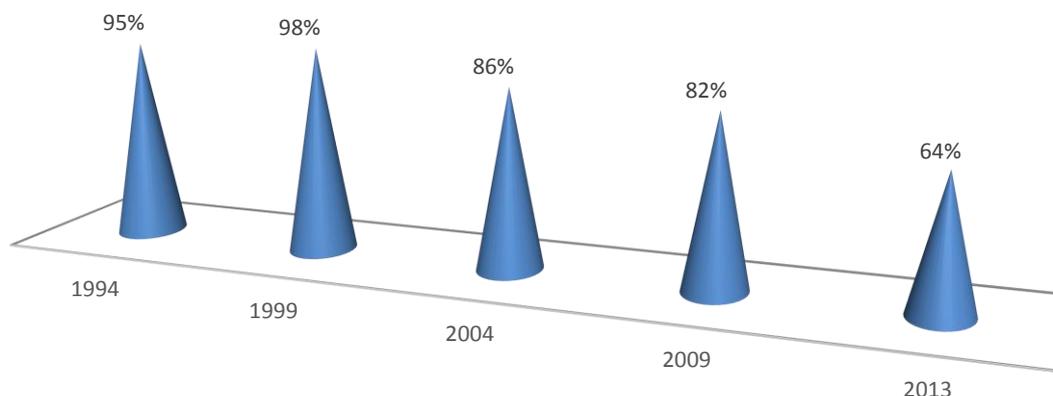
資料) American Council on Gift Annuities (2014) *2013 Survey of Charitable Gift Annuities*

¹² American Council on Gift Annuities (2009) 2009 Survey of Charitable Gift Annuities

寄付年金の最小寄付額は慈善団体の71%（2009年61%）が10,000ドルに設定している。2009年時点で寄付年金を扱っている慈善団体の97.3%が寄付年金委員会（ACGA）が指定している給付率を使っていた。給付率は年金給付が終了する時点における寄付金の残余额が最小50%になるように設定されている。

図8は最初に寄付された金額のうち、年金として寄付者に支給された金額を除いて、最終的に寄付先の慈善団体などに寄付される「寄付金の残余额」の動向を示しており、1994年に94.6%であった寄付金の残余额は2013年には64%まで減少していることが分かる。「寄付金の残余额」が過去より低くなった理由としては、寄付年金委員会（ACGA）が寄付年金への参加をより促進することを目的に2011年7月から寄付金の残余额が最小20%になるプランを追加したこと、寄付年金の運用収益の減少、寄付者の年齢の上昇、寄付年金の積立金の減少などが考えられる。

図8 寄付金の残余额の動向



資料) American Council on Gift Annuities (2014) *2013 Survey of Charitable Gift Annuities*

表5は、寄付年金として寄付された寄付金の「過去10年間」や「過去4年間」、そして「直近の会計年度」における平均収益率の構成比を示している。平均収益率は、「過去10年間」や「過去4年間」に比べて「直近の会計年度」の方で高く表れており、特に収益率10~20%に占める割合が上昇している。

前述の通り、アメリカでは1927年から寄付年金委員会(American Council on Gift Annuities、ACGA)が運営されている。寄付年金委員会を設立した理由は、寄付金を運用する慈善団体の過当競争を防ぎ、寄付者や慈善団体双方にメリットのある合理的な給付率を提案するためである。寄付年金委員会は、現在委員長1名、副委員長1名、総務1名、財務責任者1名、管理理事2名、理事17名で構成されており、最近の主な活動としては年金の給付率の提示、期待余命などに対する助言や諮問サービス、寄付年金に影響を与える法律に対する情報提供及び教育、研究などが挙げられる。

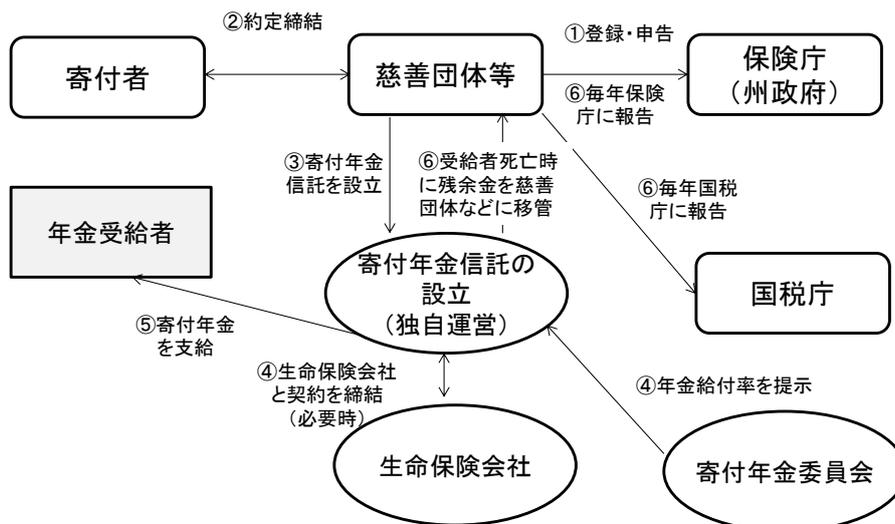
表 5 寄付年金の期間別平均収益率の構成比

年平均収益率	直近の会計年度	過去4年間	過去10年間
0%	3%	2%	5%
<1%	0%	1%	0%
1~2%	3%	3%	1%
2~3%	2%	3%	4%
3~4%	4%	5%	5%
4~5%	9%	10%	11%
5~10%	41%	56%	68%
10~20%	37%	19%	4%
20%+	1%	2%	3%
平均値	9%	8%	8%
中央値	8%	7%	6%
有効回答数	232	194	170

資料) American Council on Gift Annuities (2014) *2013 Survey of Charitable Gift Annuities*

図 9 は、アメリカにおける寄付年金関連機関の業務関連図である。寄付年金を取り扱うことを希望する慈善団体などは、まず保険庁に登録し、毎年寄付年金の運用実績などを保険庁に報告する義務がある。慈善団体などは保険庁から許可が下りると、寄付年金を希望する寄付者と約定を結び、必要時には生命保険会社と再保険契約を締結する。年金給付率などに関するアドバイスは寄付年金委員会 (ACGA) から受け、慈善団体などは寄付者が指定した年齢から年金を支給する。慈善団体などが法人税などの税制優遇措置を利用するためには、毎年国税庁に報告をする必要がある。

図 9 アメリカにおける寄付年金関連機関の業務関連図



資料) シンギチョル、その他(2012)「韓国に適切な寄付年金の導入方案」国民年金研究院

表 6 は、寄付年金の寄付先別寄付額を示しており、寄付年金の平均寄付額は 784,944 ドル（中央値は 250,000 ドル）で、最大寄付額は 10,000,000 ドルであった。主な寄付先としては、宗教団体と共に、大学や病院・医療機関が指定されていた。

表 6 寄付年金の寄付先別寄付額（2013 年度）

単位:ドル

寄付先	最小額	最大額	平均	中央値	合計	有効回答数	構成比 (%)
すべての慈善団体	50	10,000,000	784,944	250,000	233,913,428	298	100.0
私立大学	10,000	10,000,000	782,188	250,937	62,575,060	80	26.8
宗教団体	50	7,862,500	960,885	335,000	53,809,545	56	18.8
病院・医療機関	15,000	8,714,425	780,752	145,000	32,010,818	41	13.8
国公立大学	5,000	4,673,156	527,547	250,000	23,739,611	45	15.1
社会サービス	50	2,757,014	574,505	215,045	21,831,208	38	12.8
地域財団	10,000	6,082,995	1,278,621	427,500	19,179,312	15	5.0
環境	5,000	826,093	379,581	450,857	3,795,807	10	3.4
芸術	20,000	8,596,332	1,632,968	451,664	13,063,742	8	2.7
その他	10,000	3,110,000	781,665	310,062	3,908,325	5	1.7

資料) American Council on Gift Annuities (2014) *2013 Survey of Charitable Gift Annuities*

寄付年金を扱う慈善団体の寄付年金の保有件数の平均値や中央値はそれぞれ 2009 年や 243 件や 53 件から 2013 年には 286 件や 60 件に少し増加した。また、寄付年金の最大保有機関の保有件数は 2009 年の 6,853 件から 2013 年には 9,385 件に増加している（表 7）¹³。この結果からは寄付年金がある団体に集中していることが分かるが、その団体の一つとして私立大学が考えられる。

表 7 寄付年金の保有件数の平均値など

単位:件

	2009	2013
最大保有機関の保有件数	6,853	9,385
寄付年金の保有件数の平均値	243	286
寄付年金の保有件数の中位値	53	60
回答慈善団体の総保有件数	170,347	94,821
有効回答数	528	332

資料) American Council on Gift Annuities (2014) *2013 Survey of Charitable Gift Annuities*

表 8 は、寄付年金を扱う団体の動向を示しており、私立大学の比率は増加している。私立大学は寄付年金の募集や運用に積極的に参加している。例えばハーバード大学は、寄付や寄付年金を集めるためにホームページ等を活用して、積極的な広報活動を行っている。また、寄付金による運用収益を高めるために 200 人の投資専門家で構成された資産運用会社 HMC (Harvard Management Company, Inc.) をボストンに設立し、基金を運用している。

¹³ 有効回答数が異なるので、単純比較は難しい。

表 8 寄付年金を扱う団体の構成比の動向

	2004	2009	2013
私立大学	18%	23%	24%
宗教団体	19%	17%	20%
病院	17%	16%	15%
国公立大学	12%	12%	13%
その他	15%	14%	13%
社会サービス	6%	5%	5%
地域財団	9%	8%	4%
環境	1%	2%	3%
芸術	2%	1%	2%
私立幼稚園	n/a	n/a	0%
その他	1%	1%	0%

資料) American Council on Gift Annuities (2014) *2013 Survey of Charitable Gift Annuities*

ハーバード大学の寄付年金は最低寄付金を 25,000 ドルに設定しており、年金の受給は 40 歳から可能になっている。但し、寄付年金の受給開始年齢が高くなればなるほど年金給付率が高くなるシステムを適用している。例えば、65 歳から年金を受給する人の場合は、給付率 5.4% が適用され、年間 1,350 ドルが HMC から支給されることに比べて、75 歳から年金を受給する人の場合は、給付率 6.7% が適用され、年間 1,675 ドルが HMC から支給される (表 9)。

表 9 寄付年金の受給開始年齢別給付率と年間給付額 (25,000 ドルを寄付した場合)

受給年齢年齢	寄付年金の給付率(%)	年間給付額(ドル)
65	5.4	1,350
70	6	1,500
75	6.7	1,675
80	7.7	1,925

資料) ハーバード大学ホームページから筆者作成

ハーバード大学はハーバード大学の寄付年金に寄付するメリットとして次の点を挙げている。

- ・投資専門家で構成された資産運用会社 HMC が資産を運用することにより安定的な給付を提供
- ・寄付金に対する税額控除
- ・譲渡所得税の減免
- ・贈与税や相続税の減免

寄付年金と寄付金控除に関して、以下のような例がスタンフォード大学のホームページには示されている。75 歳のジェインブラウンという女性は、今年スタンフォード大学に現金 10 万ドルを寄付年金として寄付をし、彼女には毎年 5,800 ドルの寄付年金が死亡するまで支給されることになる。また、およそ 41,000 ドルの所得控除が適用される。例えば、彼女に適用される連邦所得税率が 35% であると仮定すると、約 14,350 ドルの所得税が減免される。さらに彼女が毎年受給する 5,800 ドルの年金に

対しては1,044ドルのみが通常の所得として課税され、残りの4,756ドルは12年間非課税になる¹⁴。

4—アメリカにおける寄付税制

アメリカでは個人の場合、公共の慈善団体への寄付金に対する所得控除は該当課税年度の調整総所得(adjusted gross income)の50%まで認められる¹⁵。所得控除の限度に影響を与える主な要因としては、寄付する資産の種類(現金か現物か)と、慈善団体に対する連邦税法上の分類基準が挙げられる。

控除範囲を超えた寄付金は繰越が適用され、5年に渡って控除が受けられる。一方、法人の場合は課税所得の10%までが損金として認められる。この点に関して岩田(2004)は「日本では、法人が優遇されているのに対し、アメリカでは個人が優遇されている。すなわち、日本の寄付金税制においては、法人は、寄付先に公益性の縛りがなく幅広く損金算入が認められ、かつ国、地方公共団体への寄付金、指定寄付金など一部の寄付金に関しては、限度額なく支出額のすべてを損金に算入できる。個人の寄付金の場合には、国、地方公共団体への寄付金、指定寄付金のほかは、特定公益増進法人と認定NPO法人に寄付金控除の対象は限定され、控除も寄付金額が1万円以上、所得の25%までしか認められていない。」と日本とアメリカの違いについて言及している。アメリカで個人の寄付が優遇されているのは、個人の寄付を活性化させた要因として作用した可能性が高い。

寄付金控除が認められる団体の数は日本と比べてアメリカが圧倒的に多い。日本における特定公益増進法人¹⁶の数は21,168(2010年4月1日現在)、認定NPO法人は613(2015年3月6日現在)であることに比べて、アメリカでは寄付金控除の対象となる団体数は130万を超える¹⁷と推計されている。

寄付年金の場合は、寄付年金の寄付者に所得がある場合、寄付予想額が所得から控除される。寄付予想額は、寄付年金の契約を締結した時点を基準に寄付金品の評価額から国税庁が決めた税金一覧表により計算された、将来に支給される寄付年金の予想額を差し引いた部分が寄付予想額として見なされる。寄付年金の年金受給者が寄付者本人である場合、年金給付額に対する所得税は課税されない。但し、寄付者が予想より長生きした場合と、投資収益率が高くて予想よりも多い給付を受給した場合は、その時点から所得税が課税される。年金受給者が配偶者あるいは障害を抱えている子どもではない場合には贈与税が課税される。一方、寄付年金を取り扱う慈善団体などの法人税は全額減免される。すなわち運用収益に税金がかかることはない。

¹⁴ スタンフォード大学ホームページから引用。

¹⁵ 寄付した慈善団体や寄付資産の性格により控除上限は50%、30%、20%が適用される。

¹⁶ 「特定公益増進法人」とは、次の法人をいう。

- ・ 独立行政法人
- ・ 地方独立行政法人のうち、一定の業務を主たる目的とするもの
- ・ 自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団及び日本赤十字社
- ・ 公益社団法人及び公益財団法人
- ・ 私立学校法第3条に規定する学校法人で学校の設置若しくは学校及び専修学校若しくは各種学校の設置を主たる目的とするもの又は私立学校法第64条第4項の規定により設立された法人で専修学校若しくは各種学校の設置を主たる目的とするもの
- ・ 社会福祉法人
- ・ 更生保護法人

¹⁷ 岩田陽子(2004)「アメリカのNPO税制」『レファレンス』2004年9月

5—おわりに¹⁸

最近の日本社会は、労働力の非正規化の進展などが原因で、貧困率が上昇し、人々の間に格差が広がっている。しかしながら、現在実施している安倍政権の経済政策は、成長政策や安定化政策で精一杯で、再分配政策に手を伸ばす余裕がなく、「公助」より「共助」や「自助」に頼っているように見える。だから、寄付活動などによる「共助」の役割がさらに重要になってくる。

2013年におけるアメリカの寄付金ランキングを見ると、Facebookの設立者マーク・ザッカーバーグ夫妻は9億9220万ドルで1位、ナイキの共同創業者フィル・ナイト夫妻が5億ドルで2位となっており、寄付金額において日本とは桁違いである。幸い、最近の日本は円安の効果などにより輸出企業を中心に企業業績が改善している企業も多く、寄付を含めた「共助」に対する意識が変えられる絶好のチャンスではないかと思う。

また、寄付活動は金銭的な寄付活動以外にもボランティア活動に参加することによっても達成できる。特に最近では個人が持っている知識・スキルや経験を経済的に恵まれていない子どもや人々に提供する才能寄付（プロボノ、Pro bono）が世界的に広がっている。

従って、政府は、企業や個人がより積極的に寄付活動に参加できるように、控除できる寄付金の指定先を拡大したり、個人の才能が寄付できるネットワークを作るなど、より寄付しやすい環境を構築する必要がある。また、生活費が心配で、生きている間に寄付が出来ない人でも、寄付が出来るように遺産寄付に対する意識の普及や寄付年金の導入など寄付文化の多様化のためにも力を入れるべきである。

特に、本文で紹介した寄付年金の導入は、少子高齢化の影響で持続可能性が懸念されている日本の社会保障制度の安定化にも貢献できると考えられる。例えば、現在1.4兆円に留まっている寄付金の規模が寄付年金の導入などにより、アメリカのようにGDPの2%水準まで成長すると約10兆円が「共助」の役割を担当し、その分政府による「公助」の負担は減ることになるだろう。また、寄付年金を導入すると、寄付金が運用されるので、政府が目指している株式市場の活性化にもプラスの影響を与えられる。寄付年金に対する知識があまり広がっていない日本において、寄付年金を導入することはそれほど簡単なことではない。寄付年金の導入のためには、まず、寄付年金に対する認知度を広げる必要がある、そのためには国による広報活動が大事である。それから、寄付年金と関連した法律や税制を整備し、現場で寄付年金を担当する人材を段階的に育成する必要がある。

寄付年金の導入は、寄付文化の定着、国の財政負担の減少、老後の新しい所得保障手段の提供という面でも効果を発揮すると考えられる。但し、アメリカにおいても寄付年金への寄付者や寄付金額が毎年増加しているものの、寄付総額に占める割合はまだそれほど大きくないのが現実である。従って、日本における「共助」を活性化するためには寄付年金と共に多様な寄付プログラムを同時に実施し、個人が自分の状況に合わせて選択できる選択肢を増やすことが望ましい。

¹⁸ 金明中（2014）「[日本における寄付年金の導入を考えよう！ — アメリカの事例を参考に —](#)」 研究員の眼 2013年5月1日から一部引用。

参考文献

日本語

- 加藤慶一（2004）「NPO の寄附税制の拡充について」『レファレンス』2010年8月
- 金明中（2014）「[タイガーマスクもびっくり！—日本の一人当たり平均寄付額は 5,431 円、アメリカの 11 分の 1—](#)」研究員の眼 2013年5月23日
- 金明中（2014）「[日本における寄付年金の導入を考えよう！—アメリカの事例を参考に—](#)」研究員の眼 2014年5月1日
- 岩田陽子（2004）「アメリカの NPO 税制」『レファレンス』2004年9月

英語

- American Institute for Cancer Research (2009) *Minimizing Income Taxes and Transfer Taxes with Charitable Gift Annuities*
- American Council on Gift Annuities (2009) *2009 Survey of Charitable Gift Annuities*
- American Council on Gift Annuities (2014) *2013 Survey of Charitable Gift Annuities*
- Giving USA Foundation (2011) *Giving USA 2011*
- Giving USA Foundation (2014) *Giving USA 2014*
- National Philanthropic Trust (2015) *2014 Donor-Advised Fund Report*
- Richard D. Barrett, Molly E. Ware (2002) *Planned Giving Essentials* (2.ed) Aspen Publishers

韓国語

- イサンシン（2012）「最近の寄付税制の変化と見通し」『税制と法』第4巻特別号
- シンギチョル、その他(2012)「韓国に適切な寄付年金の導入方案」国民年金研究院

付録: 日本における寄付税制

(1) 個人に対する寄付税制

個人が公益団体などに寄付をした場合は、所得税や住民税の控除が受けられる。

1) 所得税の取扱い

国税庁のホームページでは寄付金控除に対して「納税者が国や地方公共団体、特定公益増進法人などに対し、「特定寄附金」を支出した場合には、所得控除を受けることができます。これを寄附金控除といいます。なお、政治活動に関する寄附金、認定 NPO 法人などに対する寄附金及び公益社団法人などに対する寄附金のうち一定のものについては、所得控除に代えて、税額控除を選択することができます。」と説明している。

つまり、個人が支出した政治活動に関する寄附金のうち政党若しくは政治資金団体に対する寄附金又は認定 NPO 法人等若しくは公益社団法人等に対する寄附金については、寄附金控除の適用を受けるか、寄附金特別控除（税額控除）の適用を受けるか、どちらか有利な方を選ぶことができる。次は国税庁ホームページの寄付金の控除に関する説明である。

● 寄附金控除（所得控除）

寄附金控除は次の算式で計算する。

$$(\text{その年中に支出した特定寄附金の額の合計額} - 2 \text{ 千円}) = (\text{寄附金控除額})$$

注：特定寄附金の額の合計額は所得金額の 40%相当額が限度である。

● 寄附金特別控除（税額控除）

① 政党等寄附金特別控除は次の算式で計算する。

$$(\text{その年中に支出した政党等に対する寄附金の額の合計額} - 2 \text{ 千円}) \times 30\% = (\text{政党等寄附金特別控除額})$$

② 認定 NPO 法人等寄附金特別控除は次の算式で計算します。

$$(\text{その年中に支出した認定 NPO 法人等に対する寄附金の額の合計額} - 2 \text{ 千円}) \times 40\% = (\text{認定 NPO 法人等寄附金特別控除額})$$

③ 公益社団法人等寄附金特別控除は次の算式で計算します。

$$(\text{その年中に支出した公益社団法人等に対する寄附金(一定の要件を満たすもの)の額の合計額} - 2 \text{ 千円}) \times 40\% = (\text{公益社団法人等寄附金特別控除額})$$

注 1：①～③の寄附金の額の合計額は原則として所得金額の 40%相当額が限度である。

注 2：①の特別控除額はその年分の所得税額の 25%相当額が限度である。②及び③の特別控除額の合計額はその年分の所得税額の 25%相当額が限度である。

注 3：上記算式中の 2 千円は、寄附金控除と寄附金特別控除（税額控除）と併せて 2 千円である。

寄付金に対する控除を受けるためには、必ず確定申告をする必要がある。勤務先などで実施される年末調整では寄付金控除を受けることができない。

2) 住民税の取扱い

また、個人が次の団体などに対して行った寄付金については個人住民税の税額控除が受けられる。

- 都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税）
- 住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金
- 都道府県・市区町村が条例で指定する寄附金

控除額の計算は以下のとおりである¹⁹。

付図 1 日本における寄付税制の概要（国税）

寄付金の区分	国・地方公共団体に対する寄付金	指定寄付金	特定公益増進法人に対する寄付金で法人の主たる目的である業務に関連するもの	認定特定非営利活動法人等に対する寄付金で特定非営利活動に係る事業に関連するもの
寄付をした者の取扱い	<例> 公立高校 公立図書館 など	<例> 国宝の修復 オリンピックの開催 赤い羽根の募金 私立学校の教育研究等 国立大学法人の教育研究等 など	【特定公益増進法人】 ○独立行政法人 ○一定の地方独立行政法人 ○日本赤十字社など ○公益社団・財団法人 ○学校法人 ○社会福祉法人 ○更生保護法人	
所得税	所得控除	控除限度額：寄付金※－2千円 ※総所得の40%を限度		
	税額控除	なし	控除限度額：(寄付金※－2千円)×40% (所得税額の25%を限度) ※総所得の40%を限度 (注1)	
法人税	全額損金算入		以下を限度として損金算入(資本金等の額の0.375%＋所得金額の6.25%)×1/2 (注2)	
相続税	国、公益社団・財団法人、認定特定非営利活動法人等に寄付した相続財産は、原則として非課税 (注3)			

(注1) 特定公益増進法人の中で所得税の税額控除の対象となるのは、公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人のうち、一定の要件（パブリック・サポート・テストや情報公開の要件）を満たすものに限られる。

(注2) 特定公益増進法人及び認定特定非営利活動法人などに対して法人が支出した寄付金のうち損金算入されなかった部分については、一般寄付金とあわせて(資本金などの額の0.25%＋所得金額の2.5%)×1/4を限度として損金算入される。

(注3) 被相続人が遺言により公益社団・財団法人、特定非営利活動法人などの法人に寄付した財産については、原則として相続税は課税されない。

資料) 財務省ホームページ

※住民税の取扱い

○基本控除額（住民税）

(寄附金 (※1) - 2千円) × 10% (※2)

¹⁹ 総務省ホームページから引用。

(※1) 総所得金額などの30%を限度

(※2) 「都道府県・市区町村が条例で指定する寄附金」の場合は、次の率により算出

- ・ 都道府県が指定した寄附金は4%
- ・ 市区町村が指定した寄附金は6%

(都道府県と市区町村双方が指定した寄附金の場合は10%)

○特例控除額（ふるさと納税のみに適用され、個人住民税所得割額の1割を限度）

(寄附金－2千円) × (90%－0～40% (寄付者に適用される所得税の限界税率))

(2) 法人に対する寄付金控除

法人が国・地方公共団体への寄付および指定寄附金を支出した場合は全額損金算入の対象となる。特定公益増進法人や認定特定非営利活動法人などに対する寄付金は、国・地方公共団体への寄付および指定寄附金とは別途の損金算入式が適用される。